

熊本県森林審議会 会議次第

日時 令和4年(2022年)11月29日(火)

14:30~16:00

場所 熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 会長挨拶

4 議 事

(1) 諮問事項(14:40~15:40)

ア 球磨川地域森林計画(案)について

イ 地域森林計画変更計画(案)について

(白川・菊池川、緑川及び天草森林計画区の地域森林計画)

(2) 報告事項(15:40~16:00)

森林審議会(森林保全部会)の知事への答申結果について

5 閉 会

熊本県森林審議会委員名簿

任期：令和3年（2021年）10月19日から令和5年（2023年）10月18日まで

五十音順

| 区分 | 氏名 | ふりがな | 職業等 |
|--------|--------|----------------|-------------------------------------|
| 建築関係 | 入江 美由紀 | いりえ みゆき | フジモトミユキ設計室 代表 一級建築士 |
| 大学関係 | 副島 顕子 | そえじま あきこ | 熊本大学大学院先端科学研究部 理学専攻生物科学 教授 |
| 林業関係団体 | 高見 睦代 | たかみ むつよ | 長迫木材有限会社 代表取締役 |
| 金融機関 | 井上 訓行 | いのうえ のりゆき | 日本政策金融公庫 熊本支店 支店長兼農林水産事業統轄 |
| 試験研究機関 | 塔村 真一郎 | とうむら しんいちろう | 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 九州支所長 |
| 市町村 | 中嶽 弘継 | なかたけ ひろつぐ | 水上村長 |
| 林業者 | 野中 優佳 | のなか ゆか | 林業家・熊本県林業研究グループ 連絡協議会女性部代表 |
| 林業関係団体 | 三原 義之 | みはら よしゆき | 熊本県森林組合連合会 代表理事専務 |
| 県民代表 | 宮園 由紀代 | みやぞの ゆきよ | 熊本消費者協会 副会長 |
| 国の機関 | 山根 則彦 | やまね のりひこ | 林野庁 九州森林管理局 計画保全部長 |

森林計画制度の概要

令和4年度（2022年度）

熊本県農林水産部森林局森林整備課

森林計画制度の概要

1 森林計画制度の体系

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となり、また無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。

① 森林・林業基本計画

森林・林業基本法に基づき、**政府**がたてる森林・林業の施策の方向を示す計画

② 全国森林計画

森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して、**農林水産大臣**がたてる国の森林関連政策の方向を示す計画（5年ごとに15年を一期とする計画）

民有林

国有林

④ 地域森林計画

全国森林計画に即して、**都道府県知事**がたてる森林整備、保全の方向を示す計画

- ・ 伐採、造林、林道の整備の目標等
- ・ 市町村森林整備計画の指針
- ・ 5年ごとに10年を一期とする計画

③ 国有林の地域別の森林計画

全国森林計画に即して、森林管理局長がたてる国有林の森林整備、保全の方向を示す計画

- ・ 5年ごとに10年を一期とする計画

⑤ 市町村森林整備計画

地域森林計画に適合して、**市町村長**がたてる市町村が講ずる森林施策の方向を示す計画

- ・ 森林所有者等が行う伐採、造林の指針等
- ・ 5年ごとに10年を一期とする計画

⑥ 森林経営計画

市町村森林整備計画に適合して、**森林所有者又は森林経営の委託を受けた者**が自発的に作成する伐採・造林等の実施に関する計画

- ・ 5年を一期とする計画

【全国森林計画の計画量(15年間)】

| 区分 | | 全国森林計画の計画量 | 左記の内、熊本県への計画割振量 |
|----------------|------|-----------------------|----------------------|
| 伐採 立木 材積 | 主伐 | 39,345万m ³ | 1,810万m ³ |
| | 間伐 | 44,078万m ³ | 1,555万m ³ |
| | 計 | 83,423万m ³ | 3,365万m ³ |
| 造林 面積 | 人工造林 | 1,020千ha | 43.3千ha |
| | 天然更新 | 571千ha | 9.5千ha |
| 林道開設量 | | 12.3千km | 0.4千km |
| 保安林面積 | | 13,010.4千ha | 127.3千ha |
| 間伐面積 | | 6,774千ha | 181千ha |

2 地域森林計画

都道府県知事が「全国森林計画」に即して、森林計画区別（熊本県は4計画区）に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域の特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、「市町村森林整備計画」の指針となるものです。

主な計画事項は、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項、間伐及び保育に関する事項、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項、林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項、森林施業の合理化に関する事項、森林の保全に関する事項です。

【森林法】

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

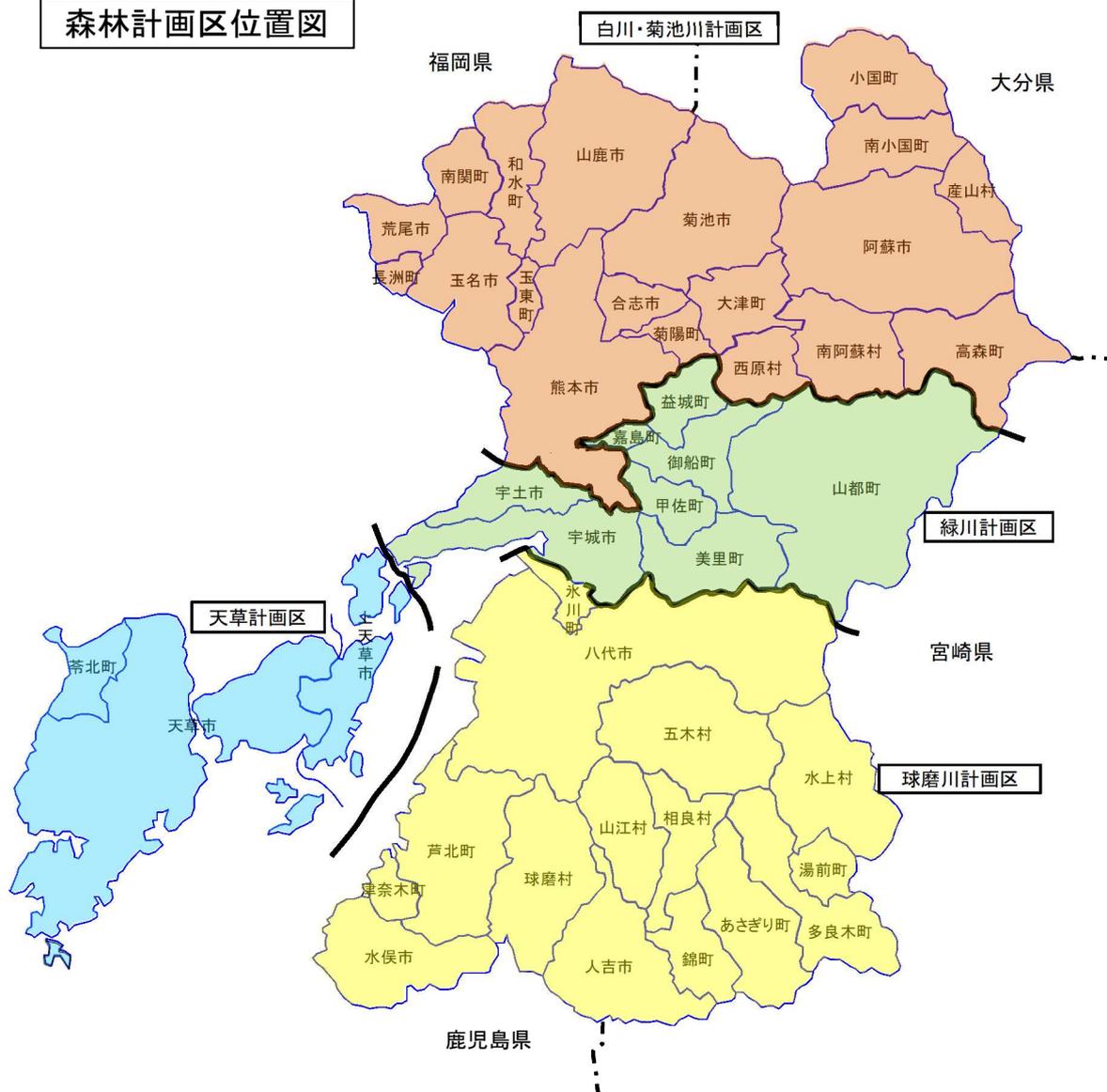
5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

3 熊本県における森林計画区の概要

| 計画区 | 対象地域 | 計画対象民有林面積(ha) (R5.4.1) | 計画期間 (年度) | 計画策定年度 | | | | | |
|--------|----------------|---------------------------|--------------|--------|----|----|----|----|----|
| | | | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 白川・菊池川 | 熊本、玉名、鹿本、菊池、阿蘇 | 114,559.58 | R2～R11 | ● | □ | ◇ | □ | □ | ● |
| 緑川 | 宇城、上益城 | 54,608.00 | R1～R10 | □ | □ | ◇ | □ | ● | □ |
| 球磨川 | 八代、芦北、球磨 | 170,738.20 | R5～R14 | □ | □ | ◇ | ● | □ | □ |
| 天草 | 天草 | 56,866.83 | R3～R12 | □ | ● | ◇ | □ | □ | □ |
| 計 | | 396,812.61 | | | | | | | |

●樹立 ◇一斉変更 □変更（必要に応じて変更）

森林計画区位置図





令和4年度 森林・林業の概況

熊本県農林水産部森林局森林整備課



目次

熊本県の森林・林業の概況

- 熊本県の森林・林業の現況 . . . 1
- 原木・製品価格の推移 . . . 2
- 皆伐と再生林の推移 . . . 3
- 林業従事者の推移 . . . 4

球磨川森林計画区の概況

- 球磨川森林計画区の現状 . . . 6
- 森林面積と林種別構成 . . . 7
- 人工林の樹種別構成 . . . 8
- スギ・ヒノキの齢級別構成 . . . 9
- 令和2年7月豪雨の状況 . . . 10
- 主な被害の状況 . . . 11
- 林道・作業道の被害状況 . . . 12
- 山地災害の状況 . . . 13
- 林産施設等の被害状況 . . . 14
- 復旧・復興に向けた「緑の流域治水」への取組み . . . 15
- 森林分野における「緑の流域治水」への取組み . . . 16
- 「災害のリスクを低減させる森林づくり」への取組み . . . 17
- 「森林サービス産業」への取組み . . . 18
- 「球磨川地域森林計画」の樹立に当たっての基本的な考え方 . . . 19

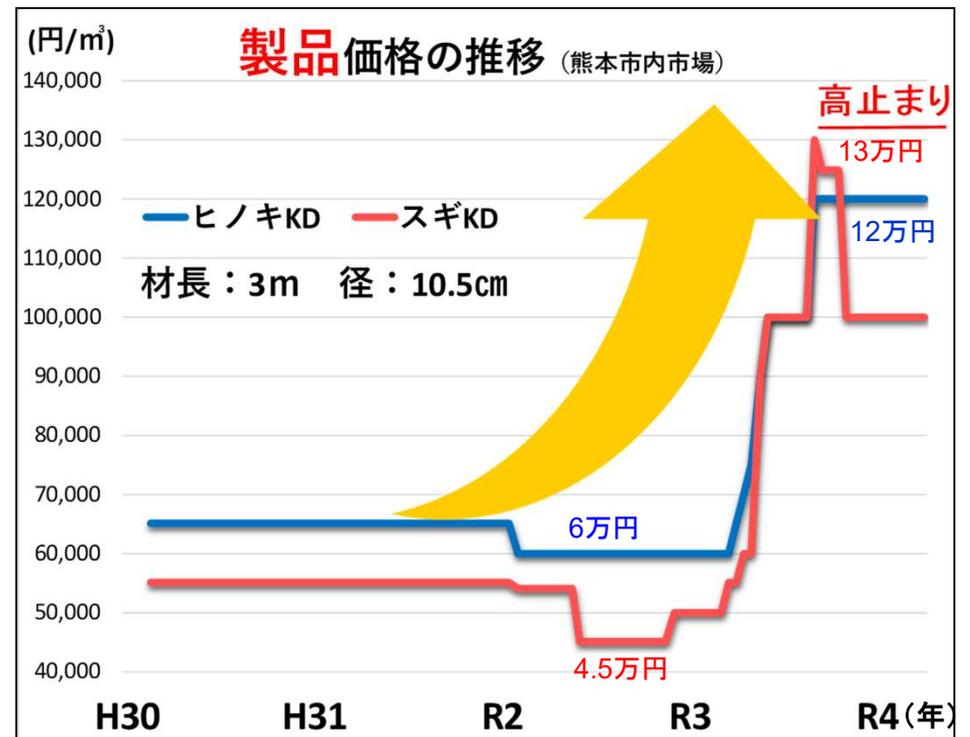
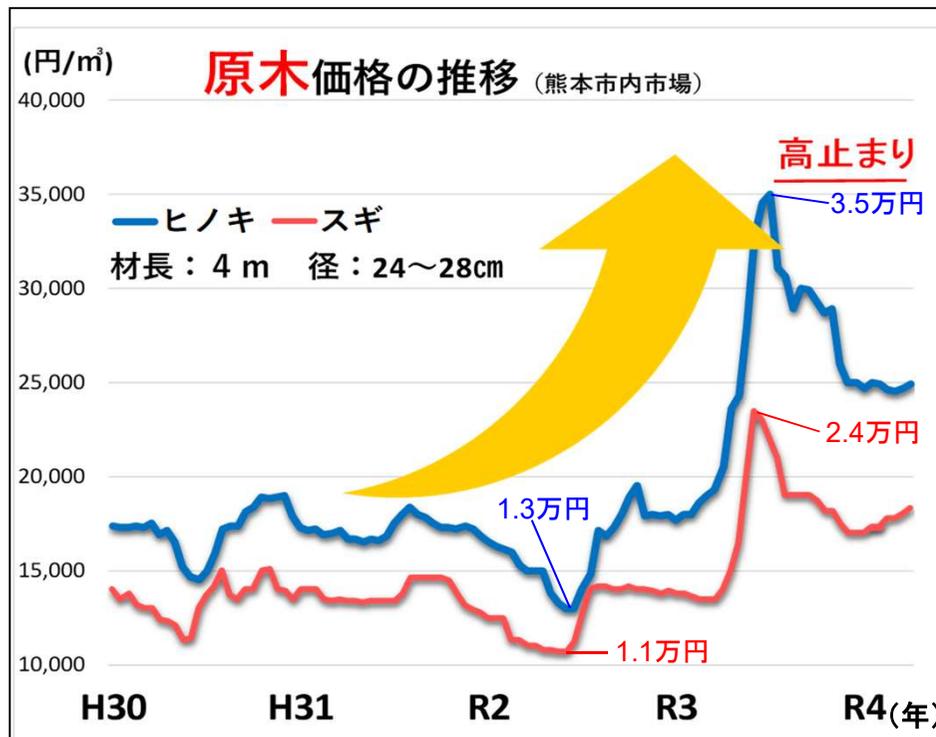
熊本県の森林・林業の現況

- 森林面積は約46万haであり、民有林人工林率は61%。全国の45%と比較し人工林率が高い。
- 木材生産額は全国第4位、ヒノキ素材生産量は全国第3位で有数の林業県。

| 区分 | | 単位 | 全国 | 九州・沖縄 | 熊本 | 全国における順位 |
|-------------------|-------|-----------------|--------|-------|-----------|----------|
| 森林面積 | (H28) | 万ha | 2,505 | 277 | 46 | 18 |
| 民有林面積 | (") | " | 1,739 | 223 | 40 | 18 |
| 民有林人工林面積 | (") | " | 790 | 118 | 24 | 7 |
| 民有林人工林率 | (") | % | 45 | 53 | 61 | 10 |
| 木材生産額 | (R2) | 千万円 | 19,437 | 5,119 | 1,142 | 4 |
| 民有林造林面積 | (R1) | ha | 22,790 | 5,261 | 979 | 5 |
| うちスギ造林面積 | (") | " | 7,188 | 4,288 | 761 | 3 |
| うちヒノキ造林面積 | (") | " | 1,821 | 205 | 101 | 7 |
| 素材生産量 | (R3) | 千m ³ | 21,847 | 5,444 | 938 | 7 |
| うちスギ素材生産量 | (") | " | 12,917 | 4,538 | 686 | 6 |
| うちヒノキ素材生産量 | (") | " | 3,079 | 731 | 220 | 3 |
| 製材用素材生産量 | (") | " | 12,861 | 4,420 | 752 | 4 |

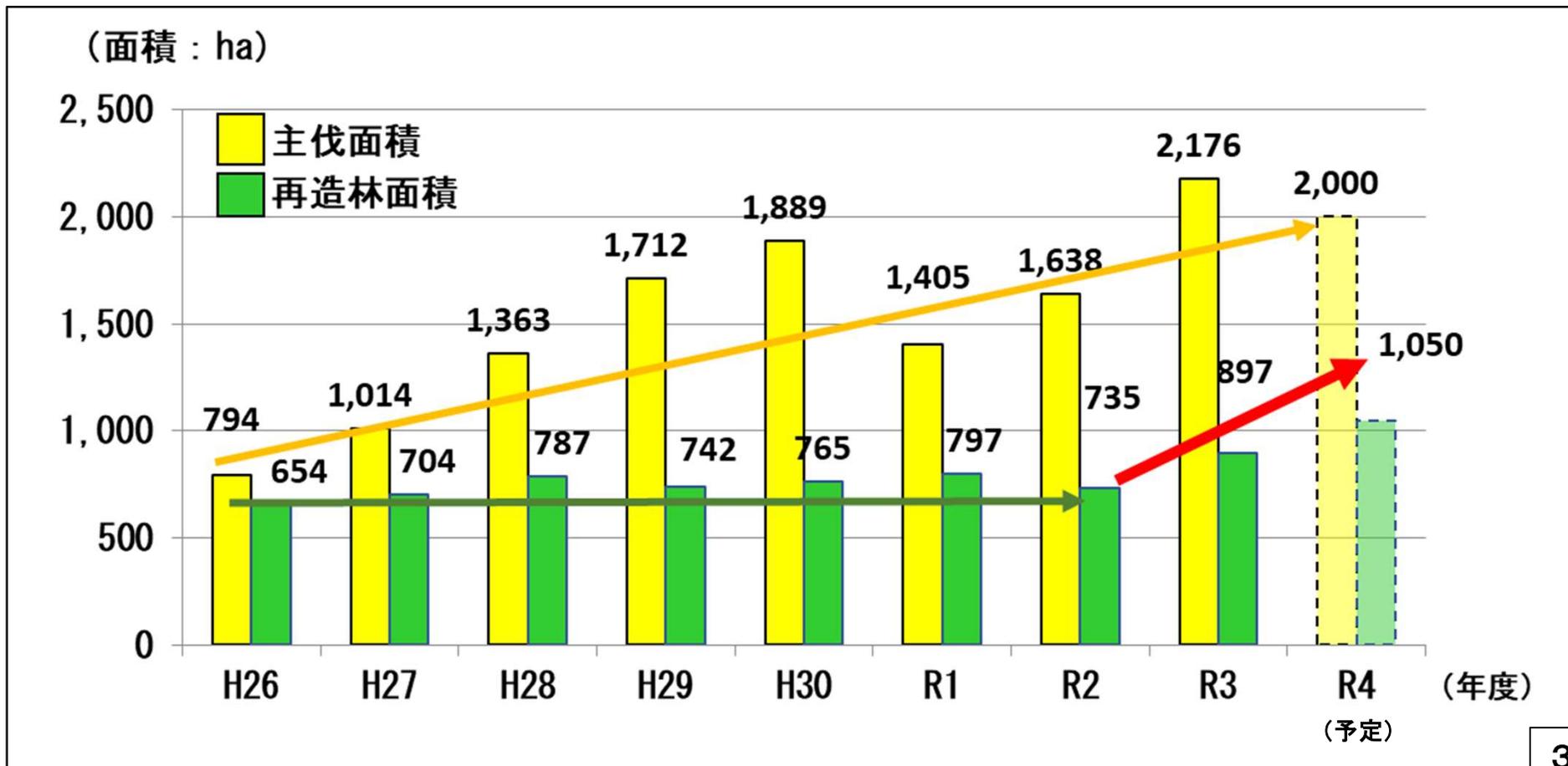
原木・製品価格の推移

- 昨年から続くウッドショックやロシア材の輸入禁止の影響により、令和3年度以降、原木、製品価格が高騰。
- 原木、製品価格とも、令和3年は、令和2年と比較し2~3倍に高騰。一時、原木は、ヒノキ35,000円、スギ23,500円、製品で、ヒノキKD120,000円、スギKD130,000円で取引され、その後も高止まり。



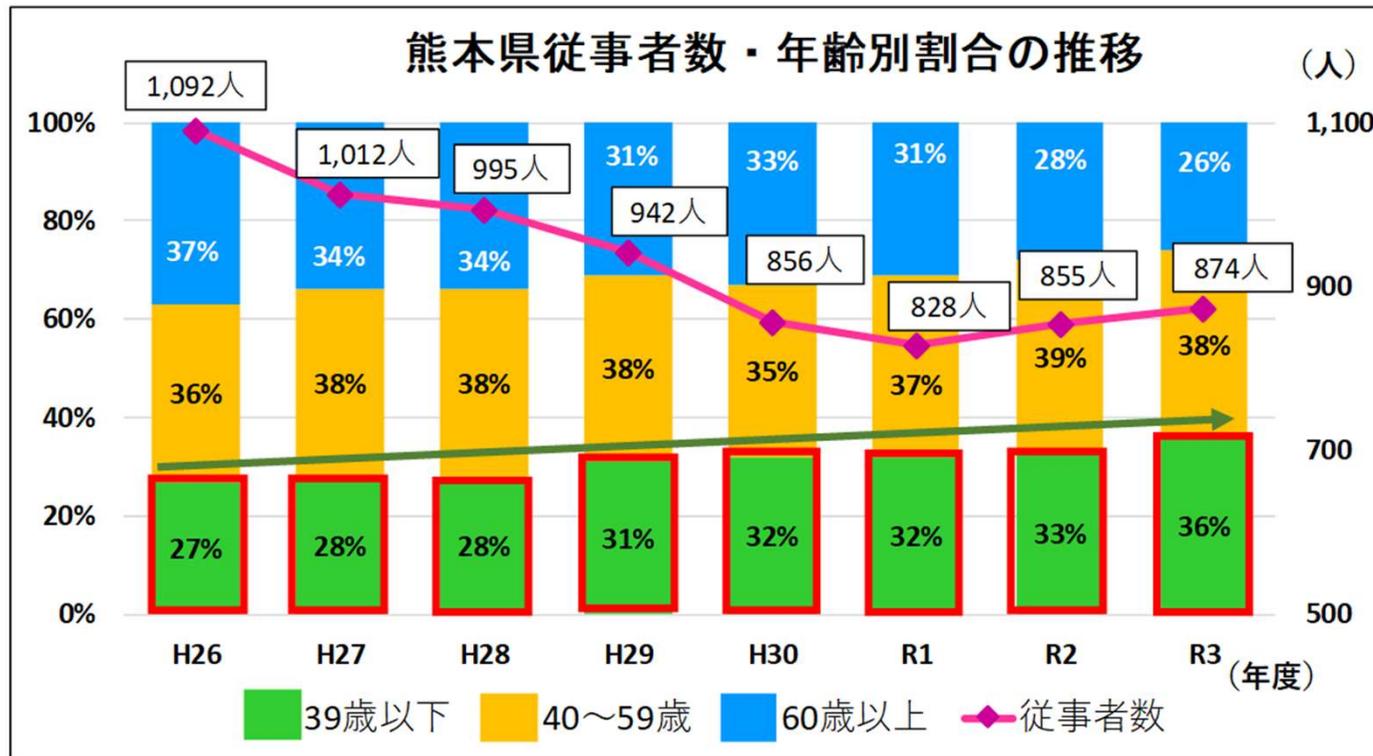
皆伐と再造林の推移

- 本県の人工林の約8割が本格的な利用期を迎え、また、ウッドショック等により国産材への需要の高まりを受け、皆伐面積は増加傾向。
- 伐採後の再造林面積は、森林所有者の林業経営意欲の低下や林業担い手不足等から、年間約750ha前後、再造林率4割程度で推移。
- 令和4年度は、再造林対策を強化したことにより、1,050haの再造林面積が見込まれる。



林業従事者の推移

- 林業従事者は長期的には減少傾向にあるものの、地球温暖化など環境問題への関心の高まりや、ライフスタイルの変化等によりの39歳以下の従事者の割合は増加傾向。
- 「くまもと林業大学校」で林業に必要な技術と現場力を身に着けた人材が県内の林業事業体で即戦力として活躍。



資料: 熊本県内の認定事業体と熊本県版育成経営体の従事者を集計

「くまもと林業大学校」



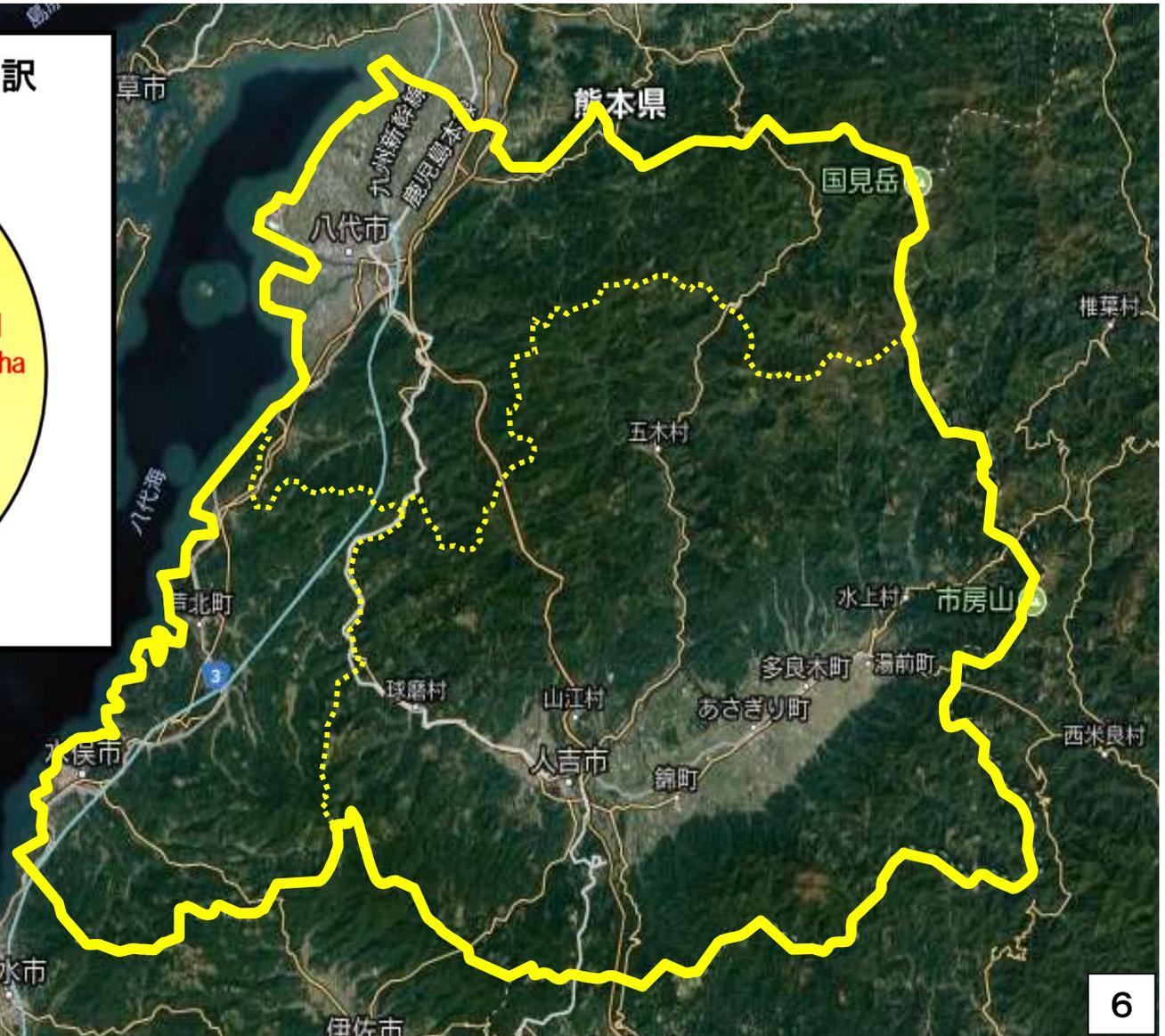
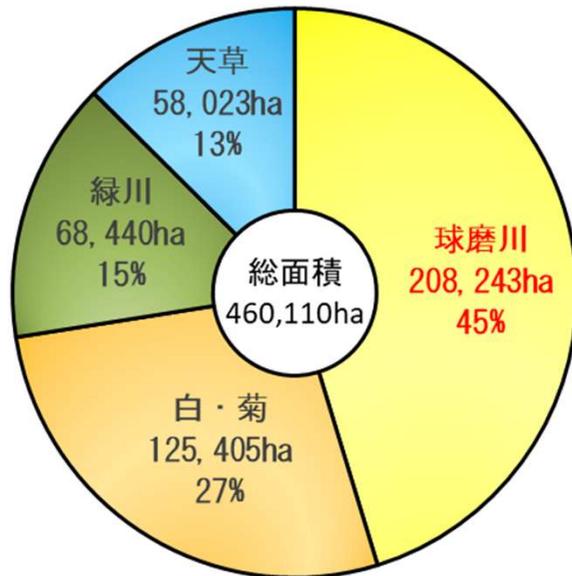
球磨川森林計画区の概況



球磨川森林計画区の現状

- 本計画区は、八代地域、芦北地域、球磨地域の15市町村からなる区域。
- 国有林と民有林合わせた森林面積は、県全体の45%を占める。

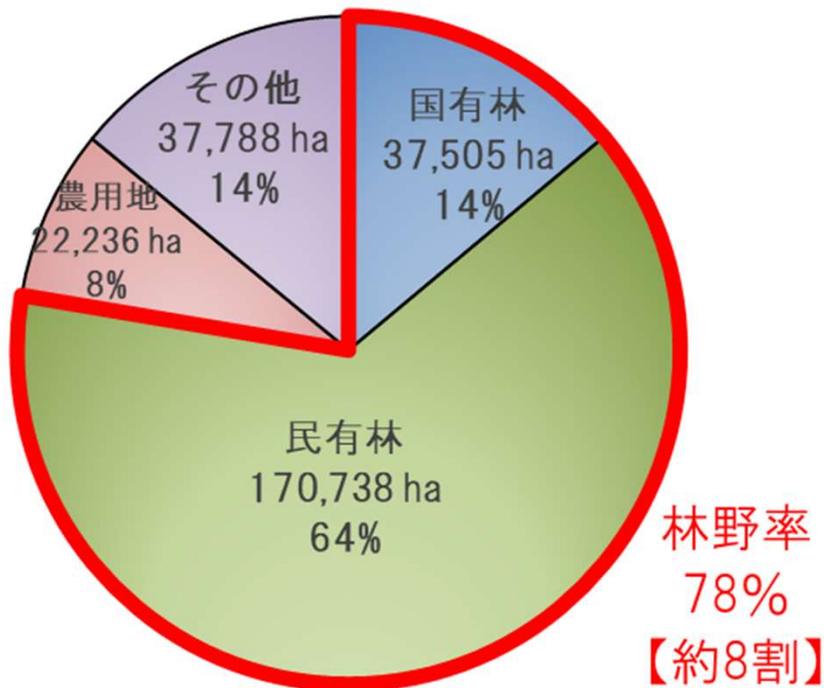
熊本県における森林面積内訳



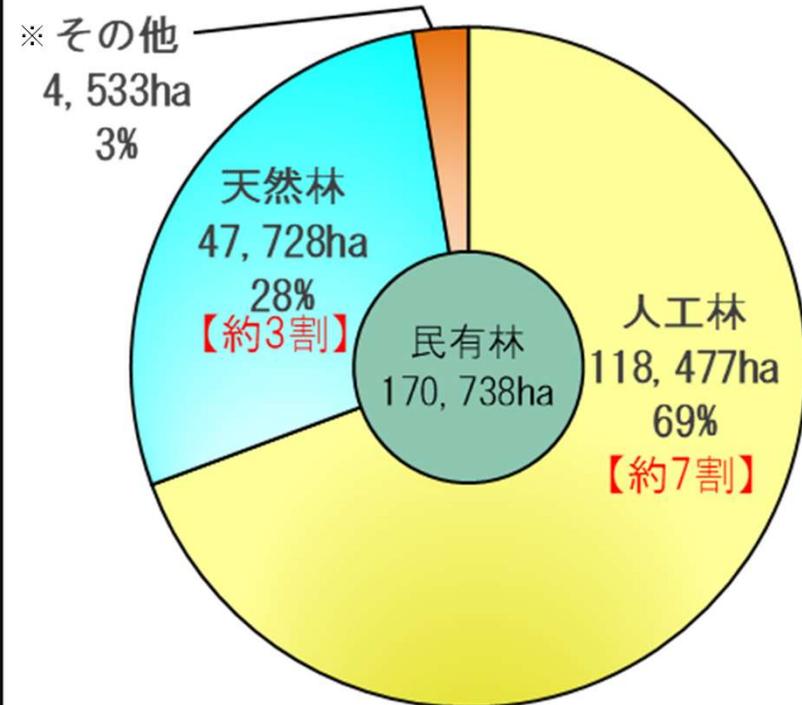
森林面積と林種別構成

- 国有林と民有林を合わせた林野率は約8割であり、県平均の6割を大きく上回る。
- 民有林の林種別構成は、人工林が約7割、天然林が約3割。

球磨川森林計画区の土地利用



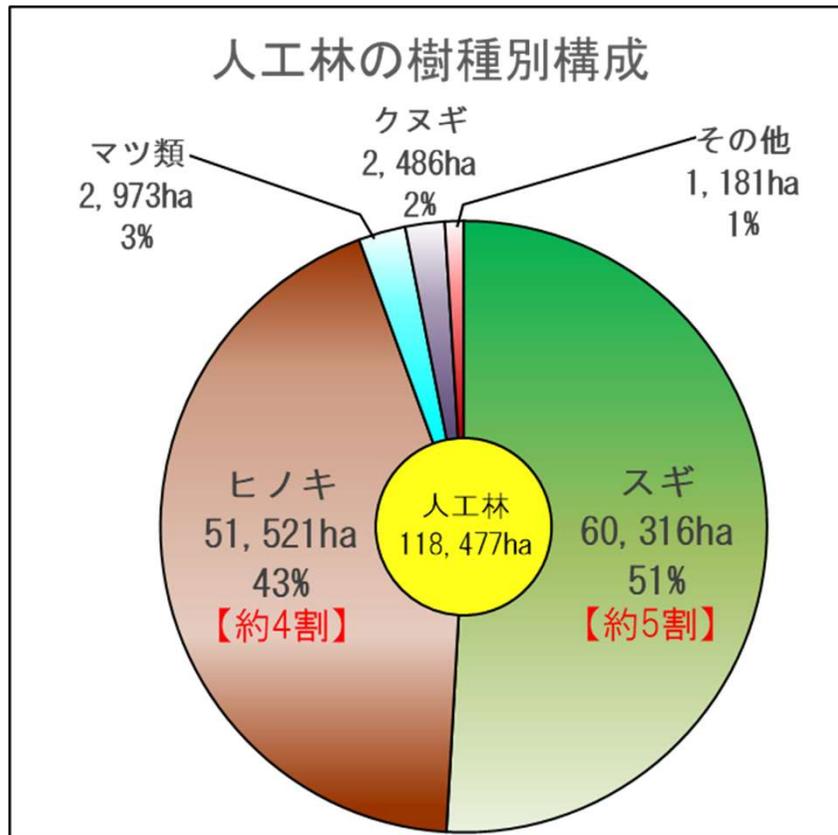
民有林の林種別構成



※その他：竹林、無立木地、更新困難地等

人工林の樹種別構成

○ 本計画区の人工林の樹種別構成は、スギが約5割、ヒノキが約4割。



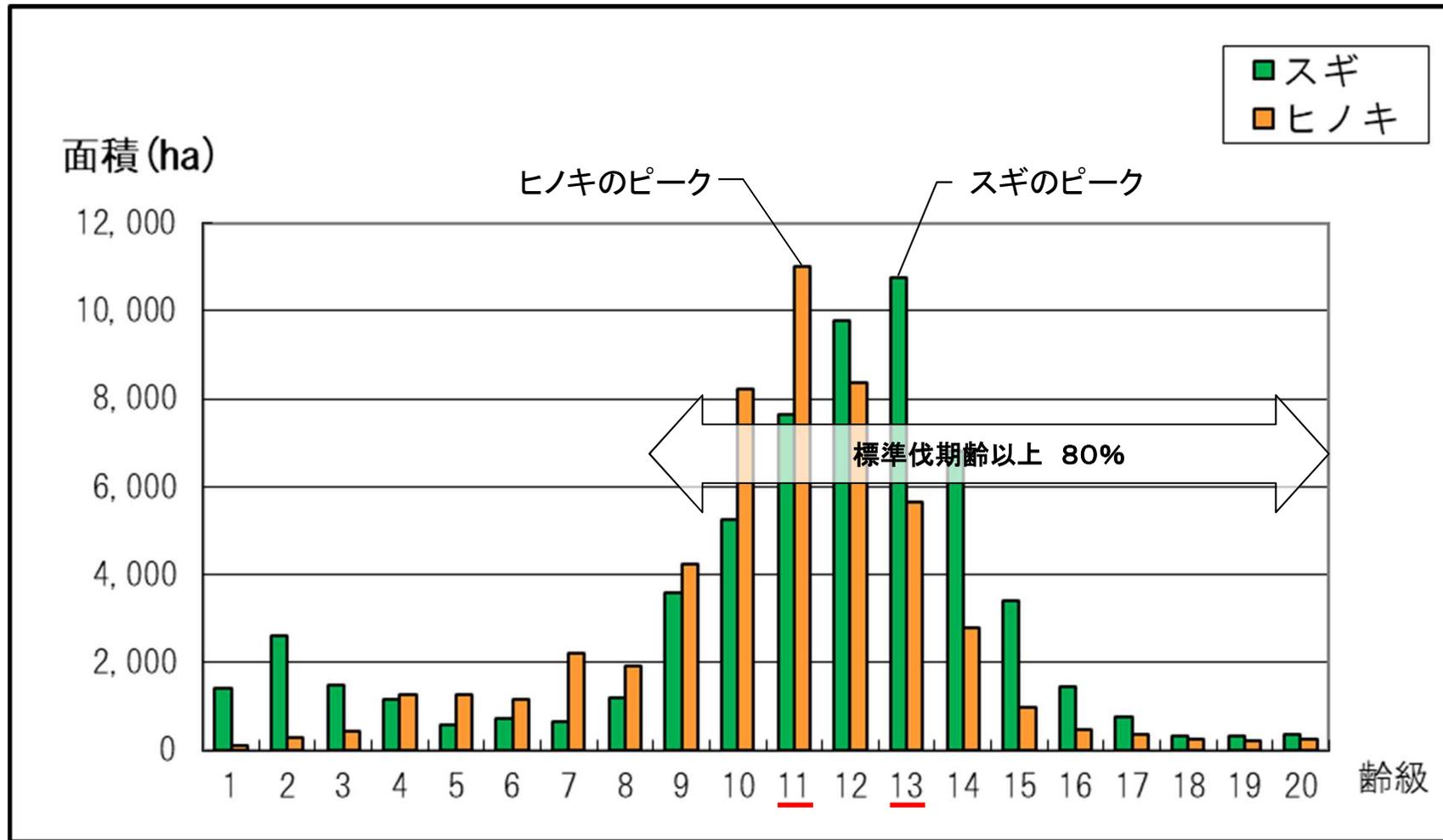
スギ板目



ヒノキ板目

スギ・ヒノキの齡級別構成

- 人工林の齡級構成におけるピークは、スギ 13齡級、ヒノキ 11齡級。
- 主伐可能な標準伐期齡(スギ 40年、ヒノキ 45年) 以上の面積は、全体の80%。



※ 「齡級」は、林齡を5年の幅でまとめた単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齡級」と数える。
 ※ 「標準伐期齡」は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標

令和2年7月豪雨の状況

○ 令和2年7月4日に、県南9地点で12時間降水量が観測史上1位となる大雨に見舞われ、各地で甚大な被害が発生。

八代市坂本地区



芦北町女島地区



球磨村渡地区



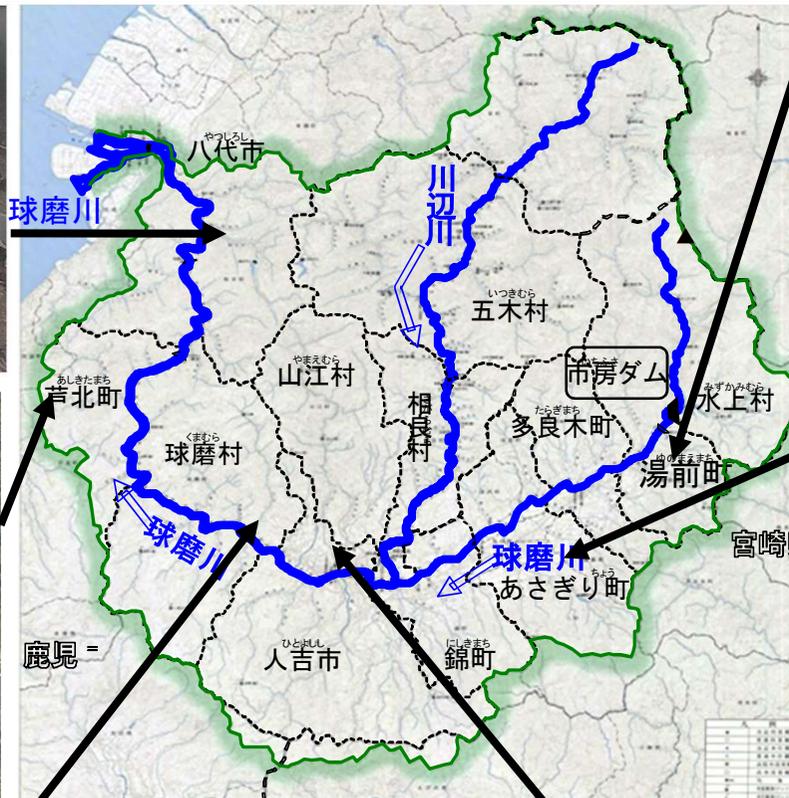
人吉市(市街地)



湯前町猪鹿倉



あさぎり町一ノ木谷



主な被害の状況

○ ライフラインや交通インフラなど多くの被害が発生し、被害額は5,222億円。

公共土木施設（橋梁・道路等）



鎌瀬橋（八代市坂本町）



国道219号（球磨村）

農林水産業



樹園地（芦北町）



農機具破損（人吉市）

公共交通（JR肥薩線、くま川鉄道等）



JR肥薩線【葉木～鎌瀬駅間】



くま川鉄道【川村～肥後西村駅間】

商業・観光施設等



青井阿蘇神社（人吉市）



商店街等（人吉市）



林道・作業道の被害状況

○ 林道及び作業道の被害は、3,626箇所、被害額は約322億円。

林道轟線（芦北町）



森林作業道（八代市）



林道椎谷線（球磨村）



森林作業道（八代市）



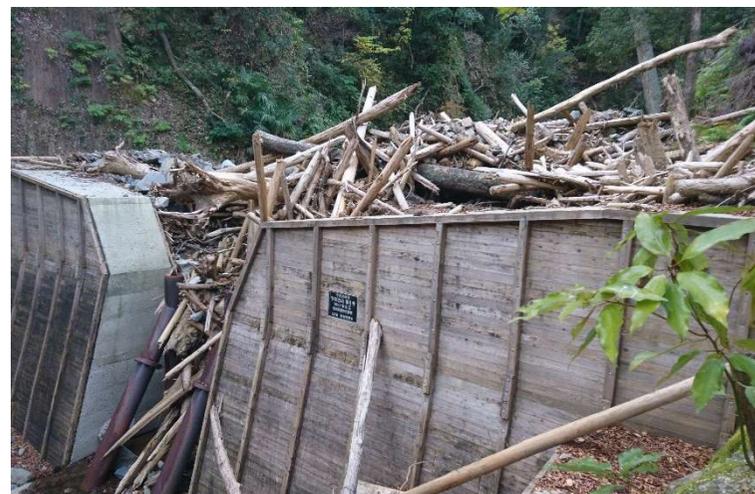
山地災害の状況

○ 山地災害は、880箇所、被害額は約352億円。

八代市葛原地内



球磨村根無平地内



芦北町田川地内



宇城市不知火町（不知火海湾奥）



林産施設等の被害状況

○ 林産施設の被害は、35箇所、被害額は約116億円。

製材工場被害(球磨村森林組合製材所)



特用林産施設被害(相良村 きくらげ栽培施設)



特用林産施設被害(球磨村 山菜加工施設等)



林業機械被害(グラップル付きトラック)



復旧・復興に向けた「緑の流域治水」への取り組み

- 「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」に基づき、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で安全・安心を実現する「緑の流域治水」を推進。



森林分野における「緑の流域治水」への取組み

- 多くの県民から「山が適切に管理されていない」、「無秩序な伐採や道づくりが災害を増幅させている」などのご意見が寄せられた。
- 森林分野では、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備・保全、土砂の流出抑止や被災箇所の森林への復旧のための治山施設の整備等へ取り組みを推進。

多面的機能の発揮に向けた森林整備・保全

再造林による確実な森林再生



筋工の設置による災害防止機能の高度発揮



治山施設の整備

被災箇所の復旧による森林機能保全



流木捕捉式ダムの整備による流木等の抑止対策



「災害のリスクを低減させる森林づくり」への取り組み

- 国産材への期待の高まりから主伐や搬出間伐等による林業活動が活発になる一方、異常気象による山地災害が頻発化・激甚化。
- 森林所有者や林業事業者向けの「林地保全に配慮した林業のガイドライン」を本年4月に策定し、「災害のリスクを低減させる森林づくり」への取り組みを強化。

「林地保全に配慮した林業のガイドライン」の普及・定着



林地に負担をかけない架線による木材搬出



壊れにくい作業道の整備



再造林による確実な森林再生



研修会や架線集材のアドバイザー派遣による普及



伐採現場研修会



架線研修会



架線専門アドバイザー派遣

地域の関係者の協議会等での定着



市町村や林業事業者と連携した
地域協議会

「森林サービス産業」への取組み

○ 球磨川流域には、豊富な森林資源・森林空間が存在。これらを活用し、観光・教育・健康などを見据えた新たなビジネスを創出する「森林サービス産業」(※)を推進。

(※) 令和3年 6月29日：「くまむら森林サービス産業創出協議会」設立

令和4年10月24日：「人吉・球磨森林サービス産業創出協議会」設立

球磨川地域の資源を活かした「森林サービス産業」のイメージ



筏下り



森林セラピー



トレイルランニング



メガジップライン

球磨村(モデル地区)での取組

「くまむら森林サービス産業創出協議会」
(R3.6)の設立



森林サービス産業の事業に向けた検討



森のサウナ



「森のサウナ」と複合型体験ができるコンテンツ



他の地域
も普及

「球磨川地域森林計画」の樹立に当たっての基本的な考え方

森林に対する要請(P15)

- 木材等の林産物の供給
- 県土の保全
- 水源涵養、保健休養の場の提供
- 自然環境の保全等の機能の発揮

多様化・
高度化

- 二酸化炭素の吸収源としての森林の役割
- 再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用等
- 「緑の流域治水」の取組み

現状と課題(P15)

- 森林資源の充実
 - ・人工林面積：11.8万ha
 - ・人工林率：7割
 - ・標準伐期齢以上の森林：80%

課題

- 林業経営意欲の低下等により適正な施業・管理の行われない森林の増加が懸念

森林の整備及び保全の推進方向(P15~16)

- 1 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林の的確な保全・管理
- 2 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地への確実な造林
- 3 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備
- 4 森林所有者や林業関係者に対し、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」に沿った森林施業や皆伐跡地への再造林、壊れにくい道づくり等の周知徹底
- 5 土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐と合わせた柵工、筋工の施工
- 6 奥山への広葉樹の導入など多様で健全な災害に強い森づくりの推進
- 7 森林・林業・木材産業関係者等が連携することによる、森林計画区の特성에応じた木材の安定供給、加工及び流通体制の整備
- 8 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防止対策等の推進による森林の的確な保全
- 9 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、様々な利用できる多様な森林の整備
- 10 豊かな森林資源や森林空間を活用し、健康需要などの新たなビジネスを創出する「森林サービス産業」の推進

球磨川地域森林計画(案)の概要

令和4年度（2022年度）

熊本県農林水産部森林局森林整備課

球磨川地域森林計画(案)の概要

地域森林計画で定める事項

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- 2 保安施設に関する事項
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- 4 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計分量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開発及び治山事業に関する計画
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法

Ⅱ 計画事項 (計画書P21～76)

第1 計画の対象とする森林の区域 (計画書P23)

造林事業申請や林地開発許可等に関する資料並びに空中写真による経年変化の把握、併せて必要に応じて現地調査を行うなど、森林資源の現況把握及び森林の区域を特定しています。

地域森林計画対象森林の面積

| 計画区 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|-----|-----------|-----------|------|--|
| 球磨川 | 170,739ha | 170,738ha | 1ha減 | 林地開発等による森林以外への転用、地域森林計画対象森林以外の土地への造林等により、森林区域を見直したため |

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項（計画書P24～29）

令和2年7月豪雨を踏まえ、「緑の流域治水」の取組みとして、間伐における柵工等の設置や溪流部の倒木等の除去、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」の周知等について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P25

◎ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

特に、令和2年7月豪雨を受け、土砂の流出や水源かん養機能等の公益的機能の適切な発揮による「緑の流域治水」に資するため、適切な管理がされず荒廃している森林等において引き続き、森林整備を進めることが必要である。

この点において、間伐の実施に当たっては、土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐材を活用した柵工、筋工の施工とともに、流木の抑制を図るため、溪流部の倒木や危険木の除去が求められる。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう「ガイドライン」を踏まえ、適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

計画書 P28～29

◎ その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の涵(かん)養、県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

特に、令和2年7月豪雨を受け、「緑の流域治水」の取組みとして森林の持つ水源の涵養、洪水調節、土砂流出や土砂崩壊を防止する機能を最大限に発揮させるため、経済活動としての林業と国土保全の両立ができるよう、「ガイドライン」を策定し、市町村や林業事業者等への周知を図ることとしている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われない森林が存在しており、森林の持つ多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」や「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」に基づき、森林環境譲与税や水とみどりの森づくり税（県独自財源）、森林を活用したJクレジット等を活用しながら、適切な森林整備を推進するほか、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた施策の推進に取り組むこととする。

第3 森林の整備に関する事項

1 主伐に関する事項

(1) 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

| 前計画【10ヵ年：H30～R9年度】における前半5ヵ年【H30～R4年度】実行結果 | | | |
|---|-----------------------|-----------------------|------|
| 項目 | 計画 | 実行 | 実行率 |
| 主伐立木材積 | 2,544 千m ³ | 2,944 千m ³ | 116% |

主伐立木材積は2,944千m³(実行率116%)となった。

人工林の8割が利用期を迎えている中で、令和2年7月豪雨により林業生産活動の基盤となる林道等が被災したが、ウッドショックによる国産材への需要の高まりもあって、計画に対して主伐は堅調であった。

(2) 前計画からの変更点

木材搬出における林地保全のための取組みについて、「以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P29

ア 立木竹の伐採（間伐を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（以下、「伐採・搬出指針」という）や「ガイドライン」を踏まえ実施することとする。その際、**崩壊の危険性のある場所を回避した道づくりや架線系での木材搬出、保残帯として立木を伐らずに残すなどの減災に向けた取組み**や生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとする。

(3) 今回計画量

主伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。（計画書P56）

| 区分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------------------|
| 総数 【R5～R14年度】 | 5,223千m ³ | 6,443千m ³ | 1,220千m ³ 増 | 標準伐期齢(スキ:40年生、ヒキ45年生)以上の林分の増加によるもの |
| 前半5ヵ年 【R5～R9年度】 | 2,544千m ³ | 3,135千m ³ | 591千m ³ 増 | |

2 間伐に関する事項

(1) 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

| 前計画【10ヵ年：H30～R9年度】における前半5ヵ年【H30～R4年度】実行結果 | | | |
|---|-----------------------|---------------------|-----|
| 項目 | 計画 | 実行 | 実行率 |
| 間伐立木材積 | 2,542 千m ³ | 817 千m ³ | 32% |
| 間伐面積（参考） | 28,250 h a | 11,139 h a | 39% |

間伐については、間伐立木材積は817千m³（実行率32%）であり、間伐面積は11,139ha（実行率39%）となった。

主伐可能な人工林面積が増え、間伐対象林分が減少したことやウッドショックにより国産材の需要が高まり、主伐が優先されたことで、間伐の実行率が計画を下回ったものと考えられる。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害を受けて、学識経験者や県民の方々から、「適正な管理がされず山が荒れている」などの意見もあることから、土砂の流出防止や水源の涵養等の公益的機能の維持に向け「緑の流域治水」に資する間伐を推進していく必要がある。

また、間伐の実施に当たっては、土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐材を活用した柵工、筋工の施工、併せて、流木の抑制を図るための溪流部の倒木や危険木の除去も行うことが求められる。

さらに、林地に残置された未利用材を有効に活用するため、伐採木の多くを利用できる集材方法の普及や木質バイオマス発電等への活用による伐採木の利用を推進する必要がある。

(2) 前計画からの変更点

「緑の流域治水」への取組みや二酸化炭素吸収機能を高めるための間伐の推進について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

エ その他

計画書 P39

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

また、「緑の流域治水」に資する適切な森林の育成を図る観点から、更なる間伐の推進が必要である。加えて、森林は、地球温暖化の原因であるCO₂の吸収源としての役割が注目されてきており、特に、標準伐期齢以下の森林では、そのCO₂吸収機能を最大限に高めるため、保育を目的とした間伐を推進する必要がある。

(3) 今回計画量

間伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。(計画書P56)

| 区 分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| 総 数 【R5～R14年度】 | 4,920千 m ³ | 4,215千 m ³ | 705千 m ³ 減 | 標準的な間伐 実施林齢(14～ 39年生)林分の 減少によるもの |
| 前半5カ年 【R5～R9年度】 | 2,542千 m ³ | 2,133千 m ³ | 409千 m ³ 減 | |

間伐面積(参考)

| 区 分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|----------|----------|----------|---|
| 総 数 【R5～R14年度】 | 54,670ha | 46,832ha | 7,838ha減 | 標準的な間伐 実施林齢(14～ 39年生)林分の 減少によるもの |
| 前半5カ年 【R5～R9年度】 | 28,250ha | 23,698ha | 4,552ha減 | |

3 造林に関する事項

(1) 前計画の実行結果の概要及びその評価(計画書P13～14)

| 前計画【10カ年：H30～R9年度】における前半5カ年【H30～R4年度】実行結果 | | | |
|---|----------|----------|------|
| 項 目 | 計 画 | 実 行 | 実行率 |
| 造林面積 | 6,737 ha | 5,085 ha | 75% |
| 人工造林 | 4,995 ha | 3,126 ha | 63% |
| 天然更新 | 1,742 ha | 1,959 ha | 112% |

人工造林及び天然更新による造林面積は、5,085ha(実行率75%)となった。

なお、人工造林による森林再生については、実行率63%と低位にとどまっていることから、森林所有者や伐採事業者に対して再造林の更なる働きかけと併せて、「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の趣旨について周知徹底を図る必要がある。

また、コスト低減や効率化による森林所有者の負担を軽減するため、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業やエリートツリーの導入などの普及啓発を一層推進する必要がある。

(2) 前計画からの変更点

カーボン・ニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、森林資源の循環利用の確立の必要性について、以下(朱書き)のとおり加筆しています。

計画書 P32

(1) 人工造林に関する指針

カーボンニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、確実な森林再生を図り、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立していくことが必要である。

それを踏まえ、人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

また、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

(3) 今回計画量

人工造林面積及び天然更新面積の計画量を変更しています。

(計画書P56)

人工造林面積

| 区分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|----------|----------|----------|--------------|
| 総数 【R5～R14年度】 | 10,225ha | 12,634ha | 2,409ha増 | 主伐面積の増加によるもの |
| 前半5カ年 【R5～R9年度】 | 4,995ha | 6,140ha | 1,145ha増 | |

天然更新面積

| 区分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|---------|---------|-------|-------------------------|
| 総数 【R5～R14年度】 | 3,430ha | 3,513ha | 83ha増 | 主伐面積の増加分は人工造林による更新とするため |
| 前半5カ年 【R5～R9年度】 | 1,742ha | 1,730ha | 12ha減 | |

4 林道等の開設延長について

(1) 前計画の実行結果の概要及びその評価 (計画書P13～14)

| 前計画【10カ年：H30～R9年度】における前半5カ年【H30～R4年度】実行結果 | | | |
|---|----------|----------|-----|
| 項目 | 計画 | 実行 | 実行率 |
| 林道等の開設(※) | 69,065 m | 23,954 m | 35% |

※林道及び林業専用道の合計延長（改築延長を含まない）

林道及び林業専用道は、5カ年間で森林基幹道1路線、森林管理道1路線が新規着工したが、令和2年7月豪雨により開設中の箇所やそれにアクセスする道路が被災したため、開設延長は23,954m（実行率35%）となった。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要がある。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

(2) 前計画からの変更点

災害時の避難路等として期待される林道の役割等について、以下(朱書き)のとおり加筆しています。

計画書 P43

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じた、環境負荷の低減への配慮や頻発する自然災害時の避難路や物資輸送、電線や水道等のインフラの復旧時にも林道の役割が見直されている点を踏まえて推進するものとする。

計画書 P45

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

(3) 今回計画量

林道等の開設の計画量を変更しています。(計画書P54)

| 区分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|----------|----------|---------|-------------------|
| 総数 【R5~R14年度】 | 224,914m | 216,847m | 8,067m減 | 災害復旧の優先等による開設計画の減 |
| 前半5カ年 【R5~R9年度】 | 69,065m | 62,598m | 6,467m減 | |

5 保安林指定面積について

(1) 前計画の実行結果の概要及びその評価 (計画書P13~14)

| 前計画【10カ年：H30~R9年度】における前半5カ年【H30~R4年度】実行結果 | | | |
|---|-----------|-----------|-----|
| 項目 | 計画 | 実行 | 実行率 |
| 保安林面積(期末) | 76,855 ha | 72,719 ha | 95% |

保安林指定面積(累計)は、計画の76,855haに対し72,719haとなり、若干計画を下回ったものの、民有林面積に対する指定率は43%であり、

県平均の28%を大きく上回っている。

今後は、土砂流出抑止や水源涵養等の森林の公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し指定を進めていく必要がある。

(2) 今回計画量

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期首面積・計画面積・期末面積を変更（H30～R9→R5～R14）しています。（計画書P61～63）

| | 計画期首の保安林面積 ① | 区 分 | 計画面積 | | 計画期末の保安林面積 ①+②-③ |
|------------------|-----------------|--------------------|----------|----------|---------------------|
| | | | 指 定 ② | 解 除 ③ | |
| 総数 | 72,719ha | 総 数 【R5～R14年度】 | 9,577ha | 25ha | 82,271ha |
| | | 前半5ヵ年 【R5～R9年度】 | 5,082ha | 18ha | 77,783ha |
| 水源涵養のための保安林 | 60,505ha | 総 数 【R5～R14年度】 | 7,855ha | 14ha | 68,346ha |
| | | 前半5ヵ年 【R5～R9年度】 | 3,930ha | 12ha | 64,423ha |
| 災害防備のための保安林 | 12,086ha | 総 数 【R5～R14年度】 | 1,710ha | 10ha | 13,786ha |
| | | 前半5ヵ年 【R5～R9年度】 | 1,146ha | 5ha | 13,227ha |
| 保健、風致の保存等のための保安林 | 1,658ha | 総 数 【R5～R14年度】 | 89ha | 1ha | 1,746ha |
| | | 前半5ヵ年 【R5～R9年度】 | 45ha | 1ha | 1,702ha |

注) 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は一致しない。

6 治山事業について

(1) 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

| 前計画【10ヵ年：H30～R9年度】における前半5ヵ年【H30～R4年度】実行結果 | | | |
|---|--------|--------|-----|
| 項 目 | 計 画 | 実 行 | 実行率 |
| 治山事業施行地区 | 213 地区 | 188 地区 | 88% |

治山事業の実施地区数は、計画の213地区に対し188地区（実行率88%）となった。

本計画区の森林は急峻な地形が多いという現状を踏まえ、集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも計画的に取り組む必要がある。

さらに、令和2年7月豪雨においては、山地崩壊が557箇所、治山施設

被害が55箇所の災害が発生し、災害関連緊急治山事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業や治山激甚災害特別緊急事業等により整備を早急に図る必要がある。

また、治山対策の実施において、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、森林の保水力向上や土砂流出抑止のための本数調整伐及び筋工の計画的な実施など、「緑の流域治水」の取組みと連携した施策を推進する必要がある。

(2) 前計画からの変更点

流木補足式治山ダムの設置や危険木の伐採等の「緑の流域治水」に資する取組みについて、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

(3) 治山事業の実施に関する方針 計画書 P53

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、森林の保水力向上や土砂流出抑止のための本数調整伐及び筋工の計画的な実施など、「緑の流域治水」に資する取組みも併せて推進する。

(3) 今回計画量

治山事業の計画量を変更しています。(計画書P64~67)

| 区分 | 前計画 | 今回計画 | 増減 | 増減理由 |
|--------------------|-------|-------|-------|------------------|
| 総数 【R5~R14年度】 | 373地区 | 396地区 | 23地区増 | 豪雨災害の復旧に対応するための増 |
| 前半5カ年 【R5~R9年度】 | 213地区 | 233地区 | 20地区増 | |

7 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項について

(計画書P39~42)

(1) 前計画からの変更点

市町村森林整備計画で設定する「特に効率的な施業が可能な森林区域」の具体的な基準を示す必要があるため、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P42

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等

から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域とする。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

8 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項について（計画書P45～50）

（１）前計画からの変更点

森林の集約化や林業未経験者を雇用する組織への支援、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」、サプライチェーンの構築、製材工場やしいたけ生産施設のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、スマート林業の普及・導入について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P46～47

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

令和元年度（2019年度）から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進めるとともに、経営管理権集積計画の策定を進める等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

計画書 P47～48

（２） 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年（2020年）国勢調査によると1,139

人で前回調査(平成27年:1,186人)と比較して47人減少している一方、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき平成30年度(2018年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の社会保険の加入促進等の就業環境や雇用条件の整備に対する支援や事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)の5カ年間で222人の新規就業者が林業に従事している。

また、森林組合などの林業経営体と建設業が連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域の林業と建設業等の異業種が連携した取組を支援する。

さらに、森林資源の循環利用の確立を図るうえで、再生林や下刈りの従事者が特に不足することから、地域住民やU・J・Iターン者等の林業未経験者を雇用する組織への支援を進めていく。

計画書 P48～49

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和2年度(2020年度)末現在で県全体の68%に当たる239台(プロセッサ84台、タワーヤーダ3台、ハーベスタ1台、フォワーダ78台、スイングヤーダ50台、その他23台)となっており、特に、球磨地域においては県全体の37%に当たる131台が導入されており、本県における林業機械化の先進地域となっている。

車両系高性能林業機械を主とした作業システムは、現地の地形に適合した作業システムの選択とその作業システムを効率的に運用できる路網整備が重要であり、両面から適切なものとなるよう指導・支援を継続する。

また、路網整備が比較的困難な奥地林の急傾斜地における間伐や皆伐、再生林等の森林施業においては、架線系作業システムにより効率的な施業が図られるよう指導・支援を行う。

なお、令和2年7月豪雨において、大規模な皆伐に伴う集材路の開設が土砂流出や山腹崩壊を増幅させたとの意見もあることから、「ガイドライン」に基づく施業を促進していく。

計画書 P49

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

ウッドショックの影響により木材の輸入にはリスクが伴うことが顕在化してきたことから、国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質確かな製品の加工流通体制が重要となっている。

このことから、木材生産に必要な高性能林業機械やJAS製品の生産拡大を図るための施設整備や県産木材の新たな供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた支援を行う。

さらに、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るうえで木質バイオマス発電施設の整備や製材プレカット工場の生産・出荷管理の効率化のためのDX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進する。

イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、木炭、きくらげがあり、その他たけのこ、えのきたけ等の生産も行われている。これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけについては、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地として表示する食品表示基準Q&Aに基づく原産地表示など食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大等によるブランド化を図る。

また、原木しいたけ生産の効率化を図るため、生産環境データの把握・解析やAIによる散水等のDX化を推進する。

計画書 P50

(6) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

その際、スマート林業の先端技術の普及を図ることを目的に「くまもと林業大学校」にデジタルやICT機器を導入し技術者の育成を図る。

また、林業事業体に対しても、スマート林業の普及・導入支援を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項について（計画書P50～51）

（1）前計画からの変更点

危険な盛土による災害の防止や林地開発申請箇所の監視を強化するため、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P51

（3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の順守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

また、風力発電施設の設置では、事業区域が県や市町村をまたぐなど広範囲に及ぶことから、関連する他県や市町村との連携を図るものとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

2 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項について（計画書P54）

（1）【前計画からの変更点】

森林火災防止のための周知について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P54

（3）林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 その他保健機能森林の整備に関する事項について

(計画書P55~56)

(1) 前計画からの変更点

「森林サービス産業」の推進について、以下(朱書き)のとおり加筆しています。

計画書 P55~56

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

また、森林空間を健康、観光、教育などの多様な分野で活用する「森林サービス産業」の推進を図ることで県民への保健休養の提供の機会を増加させる。

地域森林計画変更計画(案)の概要

白川・菊池川地域森林計画
緑川地域森林計画
天草地域森林計画

令和4年度（2022年度）

熊本県農林水産部森林局森林整備課

地域森林計画変更計画（案）の概要

1 計画の対象とする森林の区域

林地開発行為の完了や新規植林等により森林の現況に変動が生じたため、計画対象森林の区域（面積）を変更しています。（各地域森林計画変更計画書P2）

| 計画区 | 森林面積の数量 | | | 変更理由 |
|--------|------------|------------|--------|--|
| | 変更前 | 変更後 | 増減 | |
| 白川・菊池川 | 114,602 ha | 114,560 ha | 42 ha減 | 林地開発等による森林以外への転用、地域森林計画対象森林以外の土地への造林等により、森林区域を見直したため |
| 緑川 | 54,609 ha | 54,608 ha | 1 ha減 | |
| 天草 | 56,876 ha | 56,867 ha | 9 ha減 | |

2 森林の整備に関する事項（公益的機能別施業森林等の整備に関する事項）

市町村森林整備計画で設定する「特に効率的な施業が可能な森林区域」の具体的な基準を示す必要があるため、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

（2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域とする。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

3 林道計画に関する事項

| 計画区 | 区分 ※ | 変更の数量 | | | 変更理由 |
|--------|---------|-------|--------|---------|------------------------------|
| | | 変更前 | 変更後 | 増減 | |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 24m | 24m増 | 菊池市・基幹林道菊池人吉線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 400m | 491m | 91m増 | 菊池市・基幹林道八方ヶ岳線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 79m | 79m増 | 菊池市・基幹林道鞍岳線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 400m | 427m | 27m増 | 菊池市・基幹林道竜門線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 19m | 19m増 | 菊池市・森林管理道江津道線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 15m | 15m増 | 菊池市・森林管理道権現山線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 3,815m | 3,815m増 | 大津町・基幹林道菊池人吉線の改良・舗装計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 2,495m | 2,495m増 | 大津町・基幹林道鞍岳線の舗装計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 8m | 8m増 | 大津町・森林管理道猪郷谷線の改良計画の追加による増 |
| 白川・菊池川 | 拡張計画 | 0m | 26m | 26m増 | 大津町・森林管理道瀬田浦線の改良計画の追加による増 |
| 緑川 | 拡張計画 | 0m | 11m | 11m増 | 益城町・森林管理道川内田線の改良計画の追加による増 |

※拡張計画：既設林道の法面改良や舗装

4 治山事業に関する事項

| 計画区 | 治山事業の数量 | | | 変更理由 |
|--------|---------|-------|-------|------------------|
| | 変更前 | 変更後 | 増減 | |
| 白川・菊池川 | 417地区 | 447地区 | 30地区増 | 豪雨災害の復旧に対応するための増 |
| 緑川 | 223地区 | 228地区 | 5地区増 | |
| 天草 | 145地区 | 152地区 | 7地区増 | |

森林審議会（森林保全部会）の知事への答申結果について

1 令和4年（2022年）3月16日開催

○工業団地の造成に係る林地開発許可（玉名市）・・・・・・・・・・ 2

2 令和4年（2022年）6月22日開催

○太陽光発電施設の建設に係る林地開発許可（菊池郡大津町）・・・ 4

【審議結果総括】

以上の許可申請について、森林法第10条の2第2項及び第3項の規定によるほか、熊本県林地開発許可制度実施要項第8条の別記2に定める「林地開発許可設計・審査基準」に基づき、土砂災害や水害の発生のおそれがないか、水の確保や環境に著しい影響がないかについて審議した結果いずれも適合していること。

併せて、住民説明会の実施や地元との協定書締結、及び地元自治体からの意見にも事業者が適切に対応し、地元の理解を得ていることが確認できたことから、「許可は適当である」旨、森林審議会長に報告した。

【参考】関係法令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

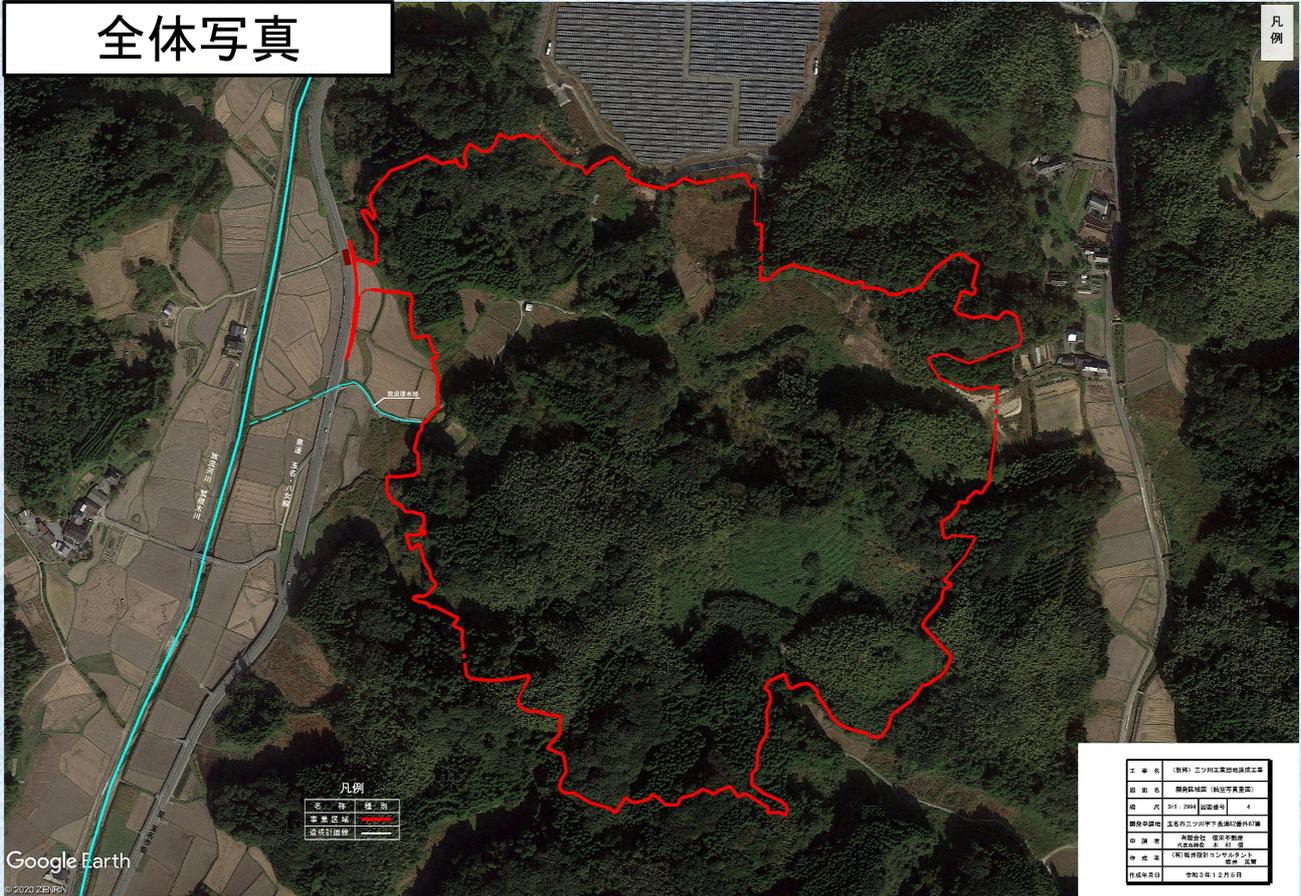
開発行為概要

| | | | |
|---|-----------|---------------------------------|--------------|
| 1 | 開発行為者 | 住所 | 玉名市岩崎1011番地7 |
| | | 商号 | 有限会社 信栄不動産 |
| 2 | 開発行為地 | 玉名市三ツ川字下長浦82 外87筆 | |
| 3 | 目的 | 工業団地造成のため | |
| 4 | 開発面積 | 事業区域:26.6ha(開発行為に係る森林面積:14.3ha) | |
| 5 | 開発行為の予定期間 | 令和6年(2024年)3月30日まで | |



全体写真

凡例

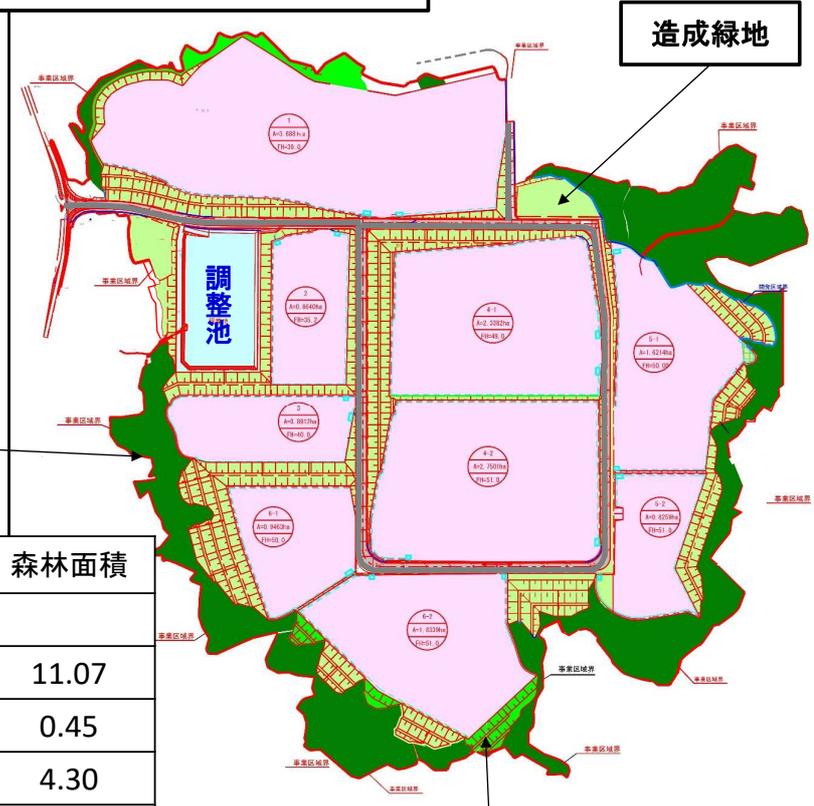


凡例

| | | |
|------|-----|------|
| 名 称 | 色 様 | 注 意 |
| 事業区域 | 赤線 | 境界線 |
| 造成緑地 | 黄緑色 | 造成緑地 |

| | |
|---------|--------------------------|
| 工 事 名 | (資料) 芝刈工業団地造成工事 |
| 施 工 種 別 | 農林区域 (雑草不生地) |
| 竣 工 年 次 | 2011 年度 (建設番号) 4 |
| 調査中区域 | 五毛地区の下の平野長崎公園内41番 |
| 調 査 者 | 有限会社 建設事務所 佐賀県 佐賀市 東区 |
| 作 成 地 所 | (〒) 福岡県 八幡市 八幡 |
| 作成年月日 | 令和3年12月6日 |

土地利用計画平面図



残置森林

造成緑地

造成森林

| 施設名称 | 種別 | 面積 (ha) | 森林面積 |
|------|-----|---------|-------|
| 事業区域 | 赤線 | 26.57 | |
| 工業団地 | ピンク | 15.67 | 11.07 |
| 調整池 | 水色 | 0.68 | 0.45 |
| 残置森林 | 緑 | 4.30 | 4.30 |
| 造成森林 | 黄緑 | 0.47 | 0.47 |
| 造成緑地 | 黄緑 | 2.32 | 2.32 |

開発行為概要

| | | | |
|---|-----------|---|-------------------|
| 1 | 開発行為者 | 住所 | 東京都江東区木場五丁目10番10号 |
| | | 商号 | 株式会社 一条工務店 |
| 2 | 開発行為地 | 菊池郡大津町大字古城字東迎鶴820番 外25筆 菊池郡大津町大字平川字局水2694番10 外136筆 | |
| 3 | 目的 | 太陽光発電施設の設置(約45MW(メガワット)) | |
| 4 | 開発面積 | 事業区域: 107.5ha(開発行為に係る森林面積: 57.1ha) | |
| 5 | 開発行為の予定期間 | 令和8年(2026年)3月31日まで | |

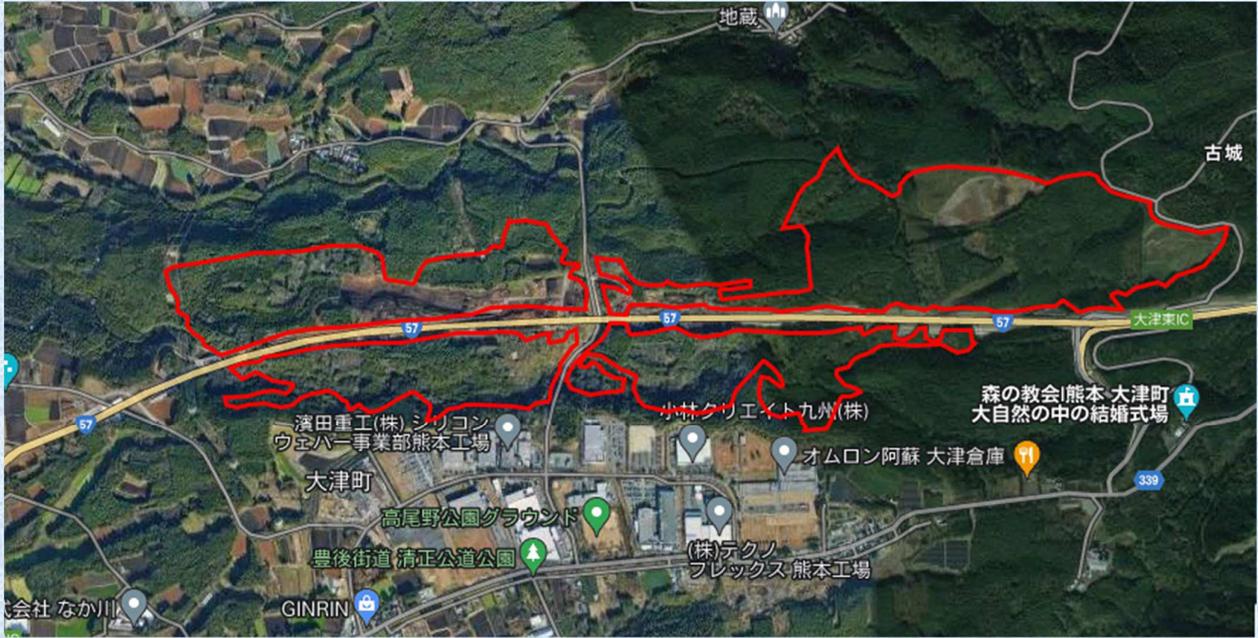
広域位置図



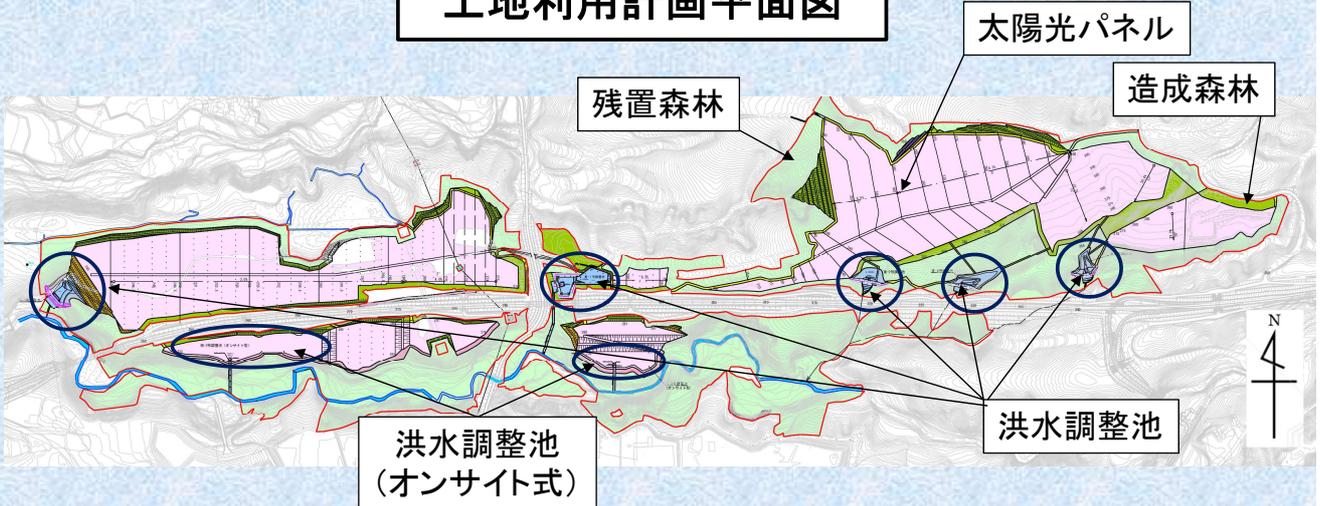
拡大位置図



全体写真



土地利用計画平面図



凡例

| 名称 | 種別 | 面積(ha) |
|---------------|---|----------|
| 太陽光パネル |  | 47.3063 |
| 洪水調整池 |  | 1.9258 |
| 造成森林 |  | 7.8439 |
| 開発行為に係る森林 |  | 57.076 |
| 残置森林 |  | 47.6365 |
| 開発行為をしようとする森林 |  | 104.7125 |
| 5条森林外 |  | 2.7457 |
| 事業区域 |  | 107.4582 |

【参考】関係法令(抜粋)

●森林法

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2** 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3** 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4** 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5** 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6** 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

●熊本県林地開発許可制度実施要項

(設計・審査基準)

第八条 知事は、前条第1項(※許可の申請)及び第16条(※開発行為の計画の変更)に定める申請があつたときは、法第10条の2第2項及び第3項の規定によるほか、「林地開発許可設計・審査基準(別記2)」に従って審査するものとする。

●熊本県森林審議会森林保全部会運営要領

(報告)

第五条 部会長は、部会の議決事項の要旨を森林審議会に報告しなければならない。

地域森林計画に関する法令等

森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画の案の縦覧等）

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あら

- かじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。
- 一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。
 - 二 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。
 - 三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。
- 6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。
- 7 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(森林計画区)

- 第七条 第五条第一項の森林計画区は、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。
- 2 農林水産大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(開発行為の許可)

- 第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸

保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第五章 都道府県森林審議会

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令（昭和26年政令第276号）

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

熊本県森林審議会規則

〔 昭和 27 年 1 月 17 日規則第 1 号
最終改正 平成 18 年 3 月 27 日規則第 14 号 〕

(目的)

第 1 条 この規則は、熊本県森林審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 審議会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、会長が招集する。

(議長)

第 3 条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

(定足数)

第 4 条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(決議の方法)

第 5 条 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 の規定による開発行為の許可、同法第 25 条の規定による保安林の指定及び同法第 26 条の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 7 条の 3 の規定による防除実施基準の策定及び変更、同法第 7 条の 5 の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第 7 条の 6 の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第 7 条の 9 の規定による地区防除指針の策定及び変更に関する事項を分掌させるため、審議会に、森林保全部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の運営については、第 2 条から第 5 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に所属する委員」と読み替えるものとする。

(報告)

第 7 条 会長は、審議会の決議事項の要旨を、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めのあるものを除く外、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県森林審議会事務分掌

- 1 森林法第5条の規定による地域森林計画の樹立、又は変更についての諮問に答えること。

森林法第6条第3項 …… 都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画に係る森林計画区の地域内に第7条の2第1項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

- 2 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項について、建議をすることができる。

森林法第68条第3項 …… 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

- 3 森林法の施行に関する重要事項についての諮問に応じて答申すること。

(森林計画、保安施設、土地の利用、森林組合等の諸制度運用上の重要問題のほか、新たな制度の新設等に関する事項)

森林法第68条第2項 …… 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

《森林保全部会の事務分掌》

森林法施行令第7条及び熊本県森林審議会規則第6条により森林保全部会が分掌する事務。

森林法施行令第7条 …… 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

- 4 森林法第10条の2の規定による開発行為の許可についての諮問に答えること。

森林法第10条の2第6項 …… 都道府県知事は、第1項の許可（開発行為の許可）をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 5 同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第26条の2の規定による保安林の指定の解除についての諮問に答えること。

森林法第25条の2 …… 都道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書き及び同条第2項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書き及び同条第2項の規定を準用する。

3 都道府県知事は前2項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

森林法第26条の2 …… 都道府県知事は、民有林である保安林（第25条第1項第1号

から第3号までに掲げる目的を達成するために指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

- 2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
- 3 前2項の規定により解除をしようとする場合には、第25条の2第3項の規定を準用する。

6 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3の規定による防除実施基準の策定及び変更、同法第7条の5の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第7条の6の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第7条の9の規定による地区防除指針の策定及び変更に関する事項についての諮問に答えること。

森林病虫害防除法第7条の3第3項 …… 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

森林病虫害防除法第7条の5第2項 …… 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第7条の3第3項及び第4項の規定を準用する。

森林病虫害防除法第7条の6第3項 …… 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

森林病虫害防除法第7条の9第3項 …… 地区防除指針については、第7条の6第3項及び第4項の規定を準用する。